

議案第51号

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年2月23日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、公職選挙法の一部改正に鑑み、福岡市議会議員の選挙において、選挙運動用ビラの作成を公費負担とする必要があるによる。

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部
を改正する条例

福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年福岡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長の選挙における法第142条第1項第5号」を「法第142条第1項第5号」に、「並びに議員及び市長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条中「（市長の選挙の場合に限る。）」を削り、「市長の選挙の一部無効」を「選挙の一部無効」に改める。

第7条中「を市委員会」の次に「（議員の選挙にあつては、区委員会を經由して市委員会）」を加える。

第8条中「市長の」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の福岡市議会議員及び福岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第1条及び第6条から第8条までの規定は、この条例の施行の日（以

下「施行日」という。) 以後その期日を告示される福岡市議会議員の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された福岡市議会議員の選挙については、なお従前の例による。